

準都市計画区域(素案)に対する意見(説明会、アンケート、電話等)

※準都市計画区域素案公表後(7月16日以降)の意見のみ、枠に色付けしております。

【準都市計画区域】

ご意見	事務局の考え方
・規制するのではなく、開発を促進すべき。	・開発行為等は経済活動を活性化するなど、町にとっても歓迎する面もあり、まったく開発させないと考えているものではありません。しかし、無秩序な開発行為等により、町が失うものも少なからずあります。その部分を準都市計画という新たなルールづくりの中で最小限に抑え、かつ、事業者との共存ができる方法を皆様の意見を聞きながら、検討していきたいと考えています。
・開発を推進すべき。	
・過疎地であり、開発や投資の抑制につながる政策は好ましくない。	・開発行為の許可基準は、開発行為に一定の水準を確保し、地域の良好な環境と健全で秩序ある発展を目的として定められているものであり、区域内に今後居住する方にとっても必要なものであることから、ご理解をいただきたい。
・開発行為の許可基準が3千㎡以上になることによって、道路、緑地、防災施設など必要な投資が多くなり、販売価格に影響するため、開発が止まってしまうおそれがある。再検討すべき。	
・開発行為による道路、防災施設などが将来的に町に移管される事により町の負担が増えるのではないかと。細部まで検討する必要がある。	・住民(町民)が増える事によって生じる公的負担は止むを得ないと考えておりますが、道路などの社会基盤施設の町への移管基準は定められており、基準に則って対応してまいります。
・準都市計画は今住んでいる人には適用せず、新たにcoming人や開発事業者だけを対象とすべき。	・準都市計画区域は一体の区域の土地利用に対して適用するものであることから、既に住んでおられる方も含めて対象とせざるを得ません。ご理解をお願いします。
・川北地区全域に区域を設定すべき。最低でも町道田下通から山側とすべき。	・準都市計画区域の設定にあたっては、一定の開発行為、建築行為等が現に現れ、または見込まれる区域を指定するものであり、明確な地形・地物を区域界として設定します。また個人の権利を制限するものであることから必要最小限とすべきであることから、土地取引が活発に行われているニセコアンブリ山麓と都市的土地利用が起る可能性が高い主要な道路沿道、自然公園地域のうち準都市計画区域に入れられない第3種特別地域を除く普通地域を含めた区域としました。 なお、区域の指定後も土地利用状況に注意し、必要な場合は北海道と協議し、区域の拡大も検討します。
・昨年開発が終了した区域は何が建つかわからないので、区域にいれて欲しい。景観条例や建築協定では規制がゆるい。	
・個人の権利制限に関わることなので、区域はなるべく小さくしたほうがいい。(スキー場周辺のみ)	・ニセコアンブリ山麓において土地取引が活発に行われ、今後、開発行為などが想定される中、無秩序な開発によりニセコ町の財産である自然環境と景観を保全するため、早急な対応が必要と判断し、都市計画法に基づくルールづくりを進めています。 ・なお、ニセコ町では、昨年度(平成19年度)から「ニセコ町観光振興計画」の策定に取り組んでおり、各地区ごとでの意見交換会なども行っており、本年度中の策定を目指しています。
・今回の準都市計画が決まった後、内容は変更されますか	
・優良国際観光リゾートとしての明確なビジョンを打ち出した上で、開発規制問題は考えるべき。	・準都市計画区域の指定は、積極的に土地利用の誘導を図ることもできますが、個人の財産に制限を加える事になるため、皆さんの考えを十分に聞いてルールづくりを進めたいと考えています。
・乱開発が起こらないように、守ってほしい。	
・大規模開発はやめてほしい。手後れにならないように開発抑制するのが行政の仕事。	
・静かな環境を維持できる開発への規制は必要。	
・今回の土地利用の規制は大賛成。	
・なるべく早くお願いします。	
・町は毅然として、どしどし準都市計画を進めてください。	
・ペンション、農業、土地所有者などいろいろな方の声を聞き、そう簡単で単純ではない話なのだと感じまし	

【建ぺい率・容積率・斜線勾配等】

ご意見	事務局の考え方
・建物が混めば混むほど隣の雪の問題や日照権の問題からルールが必要となる。	今回の素案では建ぺい率50%、容積率200%を提案していますが、 ・建ぺい率の50%は当該区域内で住宅等が建っている宅地の最低敷地が45坪であり、一般的な住宅の敷地面積が20坪程度と想定し、既存権利の確保を考えて設定しました。ただし、建ぺい率だけでは隣の離れは規定できないことから、ニセコ町の積雪状況を勘案し、隣地との離れに関するルールづくりも検討が必要と考えており、今後、皆様の意見を聞きながら、更なるルールづくりを進めてまいります。 ・容積率の200%は、ニセコ町の活性化を視野に入れると開発行為もある程度認めていく必要があることから、5階建て程度の高層建築を想定して設定しました。
・ニセコ町の冬の時期を考えると建ぺい率50%では甘すぎるのではないかと。	
・建ぺい率をせめて40%にできないか。	
・建ぺい率・容積率は緩過ぎる。原野商法による土地に配慮しすぎではないか。	
・建ぺい率50%では、ニセコの積雪を考えると厳しいのではないかと。	
・原野商法のような小分けした土地を考慮して、建ぺい率50%を決めたのなら、疑問を感じる。	

<ul style="list-style-type: none"> ・道路斜線勾配、隣地斜線勾配では日陰が心配なので、もっと厳しくすべきだ。ニセコを札幌のような大都市にしないほしい。 	<p>今回の素案では道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25を提案していますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路斜線勾配は1.25と1.5のうち、厳しい基準の1.25(一般的に住居系)を設定しました。 ・隣地斜線勾配は1.25と2.5のうち、厳しい基準の1.25(高さ20mから適用)を設定しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・区域内一律ではなく、小分けにすべき。 	<p>建築物を調査した結果、区域内の建築物の大きさの傾向に明確な違いがない事から、区域分けは難しいと考えております。</p>

【景観等(色、高さ、壁面後退、工作物(看板)等)】

ご意見	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観に合わない原色形の色は規制してほしい ・電飾している看板は規制してほしい ・建築の際、敷地利用にゆとりを持って圧迫感の無いように規制してほしい ・日照権の問題があるので、高さに配慮すべき ・色や高さなどのルールは必要。 ・建物や看板の規制は必要。 ・奇抜な色は避けるべき。 ・スーパーハウスなどは景観を阻害している。規制する必要があると思う。 ・原野商法のような敷地分譲(最低敷地)について、対応すべき ・建物の高さは、周囲の森林等の高さよりも、原則低くする。あるいは調和のとれたものとする。 ・色(屋根)については、昔ながらの赤錆及び緑紺色のトタン屋根は、北海道の風景に違和感が無い。瓦屋根は似合わない。 ・色(壁)については、極端に派手で彩度の高い色は当然避けなければならないが、都会でよく使われる灰色のような無機質で人工的な色は自然に無い色で溶 ・工業的素材は意匠を工夫しても貧相、そして人工的な感じを免れることはできない。反対に自然素材は年を重ねても、周囲に違和感を与えない。 ・準都市計画の他に別なルールは ・小さな戸建住宅から大規模開発まで、色、高さ、デザイン、全てにおいて、厳しいルールが必要。 ・スイスの例を参考に ・カナダ、ニュージーランドなど自然と街、人が上手に暮らしているところをお手本にするとよい。 ・準都市計画区域内での営業業種には制限が必要。 ・良好なリゾート地として防犯対策と医療施設は重要。 ・飲食店の営業時間についても何らかの規制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の色、高さ、デザインや種類などについては、準都市計画区域の町案確定された後、皆さんの意見を聞きながら、更なるルールづくりを進めていきたいと考えております。

【自然保全等】

ご意見	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・森林・農地を守りたい。準都市で守れるのか疑問。環境基本条例で守れないのか ・地域の自然を大切にすることによって、町の評価が上がると思う。 ・自然保護をもっと考えてほしい。(曾我に絶滅危惧種が2種いる) ・ニセコのいいところは自然なので、しっかりとしたルールをつくるべき。 ・景観条例で開発時に公園・緑地等を義務付けるべき ・今後の景観条例に期待している ・先進事例として、しっかりとした規制を行い、緑を守るべき。 ・最近森林の伐採が激しい。規制をかける事はできないのか。土砂災害のおそれがある。 ・樹木の伐採等の規制が必要。 ・建造物に影響しない樹木は全て残すという条件でなければ大規模開発も良い。 ・明らかに景観を損なう伐採に関して、いくつかのハードルを設け、景観を損なうことなく開発を行えるよう、いくつかのルール作りが必要。 ・森林を増やす。木を切らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地などの保全については、準都市計画区域の指定により、開発行為の許可が必要となる開発面積が1万㎡から3千㎡になることにより、ある程度無秩序な開発を制御できると考えておりますが、今後、準都市計画区域の町案確定された後、皆さんの意見を聞きながら、関係条例とも調整を図りながら、更なるルールづくりについて、検討を行います。 ・一概に樹木といっても、保安林から植林したものまで、多様です。関係法令等に沿った林業行為については、適切に対応されるものと考えますが、開発行為の中での樹木の伐採については、今後、準都市計画区域の町案確定された後、皆さんの意見を聞きながら、更なるルールづくりについて、検討を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発は、完成後運用中の環境負荷の制限を行ってほしい。 ・ニセコの自然が無くなって行くのは淋しい。 ・緑を大切に残しておきたいので、これ以上の開発はやめた方がよい。一度破壊してしまつては元に戻すのは大変です。 ・貴重な自然を大事にして欲しい。これ以上開発する必要はない。土地の売買はやめてほしい。 ・新たな規制を設け、町指導による積極的な自然の保全をお願いします。 ・自然を大切に開発を望む。 ・自然環境と景観の保全を第一に挙げていることは大 ・まずは、自然を守るという事を考えるべき。町民が住みづらくなるようには、して欲しくないです ・自然はどんな人にも心地良いものだと思うので、それを大事に。一度壊してしまつては、元には戻せないの ・自然と共存してニセコらしい、国際リゾート地になっていくと良い。 ・ニセコの宝である『良好な自然と景観』をいつまでも“今のまま”であってほしい。 ・農業と観光の一体化という考えを崩さず進んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・50haを超える開発行為については、北海道環境影響評価条例に基づき、環境アセスを実施する必要があります。 ・開発行為等は経済活動を活性化するなど、町にとっても歓迎する面もあり、まったく開発させないと考えているものではありません。しかし、無秩序な開発行為等により、町が失うものも少なからずあります。その部分を準都市計画という新たなルールづくりの中で最小限に抑え、かつ、事業者との共存ができる方法を皆様の意見を聞きながら、検討していきたいと考えています。
---	---

【公共施設整備等】

ご意見	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・開発業者に電線等の地下埋設をすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線地中化は景観上、空間利用上有効な手法と考えますが、関係権利者との調整、多大な建設費や管理費等の負担の問題など、十分な検討が必要と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・国際リゾート地として、本当に景観を考えるなら、電線地中化が必要。ただし、北電は費用負担するといっても許可しなかったが、町が電線地中化の指針を示せば、許可されそうだ。 ・電線を地下に埋めて欲しい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道が完備していない川北は、規制をより厳しく(町独自の基準⇒準都市規制よりキビシク)し、開発等を規制してほしい。 ・リゾート地にするには、まず下水道の整備だと思いま ・上下水道の整備。 ・遅れているエキノコックス症対策への積極的対応。 ・世帯が増えた地域について、私道を町道にするよう町の努力も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道は処理効率の問題等があり、区域は限定されるため、現在、川北地区などの区域外については合併浄化槽の設置を指導しており、汚水等による周辺環境への影響に配慮しているところ です。 ・また、上水道についても給水区域外については、井戸などでの対応をお願いしているところ です。 ・町道には認定基準があり、道路の幅員、構造、関係世帯数などの条件を満たす必要があります。

【その他】

ご意見	事務局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・事前に配布する資料は、もっとわかりやすい資料とすべき。 ・説明会には3案くらいを提示し、選ばせたほうがいいのか ・違法建築物に対する規制をしっかりとしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の関係権利者説明会等の資料については、わかりやすい資料となるように検討いたします。なお、ホームページにおいて、説明会等での資料も載せておりますので、ご活用もよろしくお願ひいたします。 ・現在も特定行政庁である北海道(後志支庁)に協力しながら、対応しているところ です。今後、準都市計画区域が指定されると土地利用のルールが変更されることから、皆様への周知を図り、適切に対応していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・昆布エリアでは廃屋(別荘など)対策も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃屋も景観を阻害する要因であり、住環境への影響も考えられますが、民法上の問題もあり、取り組めないでいるのが現状です。何か提案がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な建物に建築確認が必要になるのは疑問。 ・新たに建物を建てる場合、今まで通りの建築確認にしてほしい。(確認申請にするとコストと時間が余分にかかるので) ・今後誘客を上回るコンドミニアム等が建設されると、採算割れによる投げ売りなど地域の崩壊が懸念される。早急にコントロールが必要です。 ・地元に根付く開発が進むと良い。 ・木を切り、建物を建て、最後にはゴースタウンとならない様な開発規制をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認は、建物の大小に関わらず、その性能を確認するもので、使用者や周辺への安全を確保するためには、必要な手続きであり、ご理解をお願いします。 ・開発行為の許可権者は北海道ですが、ニセコ町は景観条例に基づく、開発者と町長との協議を義務付けております。協議にあつては、内容をよく聞き取り、町としても注意をしていきたい。

<p>・ニセコの町に活気が出てくるのは良いが、良い開発なのか乱開発なのか良くわからない。</p> <p>・今、住んでいる所は町はずれで、静かな所だったが、少しずつ新しい人が家を建て始め、売土地の看板も立ち、少しずつ開発の波が来ているが、正直、私個人としてはうれしくない。</p> <p>・もっと多くの方がニセコに住んでほしい。静かでも活気のあるニセコが望ましい。</p> <p>・具体的にどういう状態を目指すのか方向付けや規制すべきことを決めておくべき。</p>	<p>・開発行為等は経済活動を活性化するなど、町にとっても歓迎する面もあり、まったく開発させないと考えているものではありません。しかし、無秩序な開発行為等により、町が失うものも少なからずあります。その部分を準都市計画という新たなルールづくりの中で最小限に抑え、かつ、事業者との共存ができる方法を皆様の意見を聞きながら、検討していきたいと考えています。</p>
<p>・将来を見据えたニセコの展望を持つべき。</p>	<p>・平成12年度に策定された「第4次ニセコ町総合計画」では、「小さな世界都市ニセコ」を目指すとしています。今回の準都市計画についても、4つの将来像の実現に向けた取り組みのひとつと考えております。</p>
<p>・大、中規模店舗及びホテル、旅館等の建設に際して、申請時に地域住民に概要説明してから着工していただきたい。</p> <p>・法的規制の他、協議会、検討会など民意の反映される機関があるべき。</p> <p>・今後、周辺が人の出入りが激しくなったり、子供たちが遊ぶ場所を制限されていかないかなど不安。</p> <p>・雪がニセコの財産であり、雪を求めて集まる人達の安全にもっと目を向けるべき</p>	<p>・ニセコ町景観条例では、高さ10mを超える建築物や地上3階以上かつ延べ面積1,000㎡を超える建築物は、町長との協議が必要であり、住民への説明会の実施を義務付けております。準都市計画区域の指定後も同様の手続きが必要と考えております。</p>
<p>・大規模施設での建設に際して、一定率の町民雇用を義務付けたり、地元業者の参入も義務化し、その利益を町に還元する仕組みを。</p> <p>・町人口を増やす為に移住(他府県)を積極的に町がとりくんだ方が良い。</p> <p>・地元の方々が楽しめて、一時的な開発、ブームで終わらせてほしくないです。</p> <p>・現在のコミュニティーが活発になり、その中で外国の方々をもてなす。継続的な発展を望みます。</p> <p>・”ニセコに専門学校があると良いでしょう。そうすれば、若者は高校卒業後にニセコに残るでしょう。そして、もっと他の地域から若者が来るでしょう。ニセコのニュースは多くあるので、若者がここに来るのは、</p> <p>・使用しなくなった商業施設を町が管理(整理、売却)できるリゾート地条例を作りたい。</p> <p>・民間企業による開発を制限し、畑作、稲作、放牧に適している場所をきちんと残し、住宅地開発できる所、公園にする所など、荒れた土地を残さないよう貸し出すなど、ニセコ町のビジョンに沿った計画も必要。</p> <p>・大規模開発事業についての情報がほしい</p>	<p>・ニセコを訪れた人たちが快適に過ごせるように配慮する事は重要と考えます。今回の準都市計画のルールづくりの中で住環境の安全・安心の確保に向けて、検討を進めてまいります。</p> <p>・町の活性化に向けた建設的な意見をありがとうございます。準都市計画のルールづくりでは難しい内容であることから、関係部に報告し、今後のまちづくりの参考とします。</p>
<p>・ある程度に開発されたのでアンケートは遅すぎたのではないですか。</p>	<p>・ニセコ町景観条例の対象となる開発行為については、住民説明会が義務付けられている事から、計画の熟度が高まれば、周知されることとなります。</p>
<p>・周囲に悪臭を発生する施設を許可する場合は周囲の意見も聞いて下さい。</p>	<p>・土地取引の急増などの状況は、ここ2、3年の話であり、開発行為はこれから行われるものと想定しており、年度内の準都市計画区域の指定に向けて、ご協力をお願いします。</p>
<p>・外国の人が住む事によってゴミ分別や、場所(すてる)も関係なく置いて行く人がいます。これからは、その様な問題も出てくると思います。看板を作って知らせたり、住む人達(外国人)にちゃんと説明する必要がある。</p> <p>・外国人の投機マネーにより、町民の生活が脅かされています。土地代の高騰だけでなく、ごみの収集問題(外国人のごみはなぜ日本人の税で処分されているのか)、不在時の家の管理等上げればキリが無いくらいあります。外国人入植地域等整備し、秩序ある日本人らしい生活を営めるように配慮して行ってください。日本の国土を外資から守ってください。</p> <p>・そこそこに住む、人の人格、人権など、農業用水の水質など心配。</p>	<p>・設置は許可行為ではないため、事業者の判断で設置可能ですが、事前に役場が知り得た場合には周辺住民との調整をお願いするなどの対応をしたいと思います。</p> <p>・ニセコを訪れる外国人は年々増加しており、ニセコへの関心の高さを示しています。土地の売買などの制限は不可能なため、可能な範囲でのルールづくりとして、準都市計画区域を検討しているところです。</p> <p>・既にニセコ町内には外国の方が住んでおり、日本人の仲介者を通してルール説明を行って理解を得てもらっております。また、短期的に滞在される方たちについては、近隣住民との接点をつくり、対応していただくなど、配慮しているところですが、今後の検討課題と考えているところです。</p>

【質問】

ご質問	事務局の考え方
<p>・素案の図面にある建ぺい率20%、容積率60%とは？</p>	<p>・素案における建ぺい率20%、容積率60%の記載については、準都市計画区域外ではありますが、隣接している自然公園地域の第3種特別地域における許可基準を参考として記載しております。また、隣接地である倶知安町樺山地区についても、参考記載しております。誤解を招きまして申し訳ありません。次回案からは参考記載を削除いたします。</p>
<p>・建ぺい率・容積率を敷地の大小で決められないか？</p>	<p>・建ぺい率・容積率は一体の区域に対して設定するものであり、敷地の大小で設定することはできません。</p>
<p>・町の理念は？</p>	<p>・平成12年度に策定された「第4次ニセコ町総合計画」では、「小さな世界都市ニセコ」を目指すとしています。今回の準都市計画についても、4つの将来像の実現に向けた取り組みのひとつと考えております。</p>
<p>・区域設定のビジョンは</p>	<p>・素案説明会資料にもありますが、「無秩序な開発からニセコ町の財産である自然環境と景観を守り、後世に伝える」「住環境の安全・安心を確保する」「ニセコ町の活性化」を基本として考えております。</p>
<p>・説明会の意見は公表されるのか？</p>	<p>・説明会やアンケートでの個別意見、電話で連絡いただいた意見を素案に対する意見として、準都市計画策定委員会に報告し、素案を再検討します。また、準都市計画の作業経緯をホームページで公表しているところですが、今後、意見等も概要として掲載していきます。</p>
<p>・策定委員会の内容や委員名は公表されないのか？</p>	<p>・策定委員会の内容(会議資料および意見等の概要)については、順次ホームページで公表しております。なお、委員名については公表しておりません。</p>
<p>・町は分譲地のインフラ整備をしてくれるのか</p>	<p>・分譲地内のインフラ整備は開発者、または建築者が整備することになります。その後、関係世帯数などの認定基準を満たした場合、町で管理を行うこともあります。</p>
<p>・原野商法による土地の救済はないのか</p>	<p>・各個人、または開発者で考えていただけないと思います。</p>
<p>・ニセコ町の土地売買事例は把握しているのか</p>	<p>・国土利用基本計画法に基づく1ha以上の土地取引については把握しています。</p>
<p>・開発途中で破産し、事業がストップした場合、行政が撤去などできないか</p>	<p>・行政が関わることは難しいと思います。ただし、開発行為の許可権者は北海道ですが、ニセコ町は景観条例に基づく、開発者と町長との協議を義務付けており、協議にあたっては、内容をよく聞き取り、町としても注意をしております。</p>
<p>・ニセコ町内の開発状況を教えてもらいたい</p>	<p>・ニセコ町景観条例の対象となる開発行為については、住民説明会が義務付けられていることから、計画の熟度が高まれば、周知されることとなります。それ以外の開発行為については、個人情報でもあるため、自ら公表したものを除き、お伝えすることは難しいと思います。</p>
<p>・都市計画税を納めることになるのか。またその根拠は</p>	<p>・準都市計画区域の指定では、都市計画税の徴収は行えません。都市計画税は地方税法第702条において、都市の基盤整備を行うため、都市計画区域内で「都市計画税」を徴収できるようになっていますが、「準都市計画区域」は、このような基盤整備を積極的に行っていく区域ではないため、徴収することはできません。</p>
<p>・景観条例と準都市計画の整合性について説明してほしい。</p>	<p>・区域については景観条例は町内全域が対象であり、準都市計画区域はニセコアンヌプリ山麓地域のみとなります。規制内容については、準都市計画区域の指定のみでは開発行為の許可面積と条例対象面積の違いがあります。また、今後、地域地区(景観地区、特定用途制限地域など)を検討していく時には内容の重複が多数生じてくると思いますので、混乱しないような整理・検討が必要と考えております。</p>
<p>・開発計画はどこで確認するのか</p>	<p>・開発行為の許可権者は北海道(後志支庁)であるが、景観条例に基づく協議はニセコ町と行わなければなりません。</p>
<p>・倶知安町での準都市計画制定後のトラブルを聞いているか？</p>	<p>・現時点では聞いておりません。</p>
<p>・今回の準都市計画の内容は、倶知安町と同じか</p>	<p>・準都市計画区域の指定における建蔽率・容積率とうについては、区域の状況等を踏まえて設定しており、同じ内容になるとは限りません。ただし、隣地斜線勾配の素案は同じとなっております。また、倶知安町が定めた景観地区については、ニセコ町は今後検討を進めようと考えており、内容についてはこれから検討</p>

<p>・今回の説明会で意見を聞いて終わりか？</p>	<p>・今回の準都市計画区域の素案説明会における意見等を準都市計画策定委員会に報告し、意見を踏まえて素案を再検討し、最終案を作成し、関係権利者に再度説明会を行います。そこでまた意見があれば、今後設置するニセコ町都市計画審議会において検討し、ニセコ町案とする予定です。</p>
<p>・先行している倶知安町の話をしつくり聞いて考えると、時間的に無理なのでしょうか。</p>	<p>・ニセコアンヌプリ山麓において土地取引が活発に行われ、今後、開発行為などが想定される中、無秩序な開発によりニセコ町の財産である自然環境と景観を保全するため、早急な対応が必要と判断し、都市計画法に基づくルールづくりを進めています。 ・また、先進地である倶知安町には何度も状況を教えていただき、アドバイスいただいているところです。</p>
<p>・自然環境に関するアセスメント調査を町は実施しているのか？</p>	<p>・個別に対応(所管課:町民生活課)。「環境アセスメントは実施しておりません。町では環境保全の取り組みとして、環境基本計画を策定しております。現在、より実効的な取り組みとなるように環境基本計画の評価のあり方について、環境審議会に意見を聞くなどして、見直し作業を進めているところです。」</p>
<p>・埋蔵文化財の調査は実施しているか</p>	<p>・個別に対応(所管課:教育委員会 町民学習課)。「町内の埋蔵文化財の分布状況は、把握しております。また、ニセコ町文化財保護条例により、文化財の保存について規定されており、建築や開発行為を行う場合には許可が必要となっております。」</p>
<p>・ニセコ町の環境白書は2004年から更新されていない。</p>	<p>・個別に対応(所管課:町民生活課)。「環境白書については、評価方法等について見直し作業を行っているところであり、作業終了後、更新を予定しております。」</p>